

人文主義者のナチズムに対する抵抗 —クルト・フォン・フリッツの場合—

曾田 長人*

はじめに

本論は、「人文主義者とナチズム——その抵抗・傍観・協調の類型をめぐる考察——」¹という研究課題の一環である。最初にこの課題の概要、趣旨について、簡単に述べておく²。ドイツ第三帝国（以下、第三帝国と略）における代表的な人文主義者とナチズムの関わりを、抵抗・傍観・協調という三つの類型に大別する。そして両者の関わりの具体的なあり方、学問的・社会的な背景、両者の関わりに対する第二次世界大戦後の捉え方などを検討する。これによってドイツ・ヨーロッパの重要な文化的伝統である人文主義の明暗を、思想史的な視座から明らかにすることを目的としている。

本論は、ナチズムへの抵抗を行った人文主義者の一人としてクルト・フォン・フリッツ (Kurt von Fritz)³を考察の対象とする。ナチ政権は1934年、帝国大統領パウル・フォン・ヒンデンブルク (Paul von Hindenburg) の死に伴い、ドイツの(大学教員を含めた)官吏、国防軍の兵士へヒトラー「総統への忠誠宣誓 *Führereid*」(以下、原則として「忠誠宣誓」と略)を義務付ける。しかしフリッツは、真理の教授が妨げられないという条件付きで「忠誠宣誓」を行おうとしたため、ロストック大学から罷免された。彼は「忠誠宣誓」を素直に行わずに処罰された、ドイツの二人の大学教員の中の一人であった⁴。

論述の順序は、以下のとおりである。第一章においては、フリッツの出自と経歴について整理する。第二章においては、第二次世界大戦以前の彼の研究上のテーマ・関心について考察を行う。第三章においては、フリッツによるナチズムとの関わりの具体的なあり方、それと彼の研究上のテーマ・

* 人間科学総合研究所研究員・東洋大学経済学部

¹ 謝辞を参照。

² 詳しくは「人文主義者のナチズムに対する協調——リヒャルト・ハルダーの場合——」(東洋大学経済研究会『経済論集』第44巻2号、2019年) pp. 165-166を参照。

³ 彼の姓は正しくはフォン・フリッツだが、慣例にしたがってフォンは省き、以下フリッツとのみ表記する。

⁴ もう一名は、ボン大学神学部教授のカール・バルト (Karl Barth) である。彼は「福音派のキリスト者として責任が持てる限りで」宣誓を行おうとした (Goetz, Helmut; *Der freie Geist und seine Widersacher. Die Eidverweigerer an den italienischen Universitäten im Jahre 1931*, Frankfurt am Main 1993, S.329-339, bes.332)。ただしバルトはスイス人であった。

関心との関連を検討する。第四章においては、第二次世界大戦後の彼による研究上のテーマ・関心、それと彼の以前の研究上のテーマ・関心、ナチズムへの関わりとの関連を考察する。

第一章 フリッツの出自と経歴⁵

フリッツは1900年、ロートリンゲンのメッツに生まれた。父は職業軍人（陸軍中佐）であった。1912年から1914年にかけてベルリンの陸軍幼年学校へ通うものの、健康上の理由で退校する。その後フライブルクの実科主義ギムナジウムへ通い、高校卒業資格を取得した（フリッツは同校において古典語としてラテン語を学んだのみで、古代ギリシア語については独学で学び補足の高校卒業試験を受けた）。第一次世界大戦が終わると、フライブルク大学において古典文献学、数学、哲学、アラビア学の研究を始めた。古典研究の泰斗であったエドゥアルト・シュヴァルツ（Eduard Schwartz）によるトゥキディデスに関する講義に感銘を受け、シュヴァルツがミュンヘン大学へ赴任するに及びフリッツもミュンヘン大学へ移った。1923年シュヴァルツの下、『シノペのディオゲネスの生と哲学に関する資料研究』⁶（以下『シノペのディオゲネスの生と哲学』と略）に関する論文で博士の学位を取得した。1927年には同じくシュヴァルツの指導の下、「デモクリトスの認識論と倫理学」に関する論文で教授資格を取得した。

1931年、ハンプルク大学古典文献学科の助手となった。同大学においては、同学科の教授であったブルーノ・スネル（Bruno Snell）とも親しく交わる。1933年にはロストック大学古典文献学科の正規の員外教授へ招聘された。1934年には先に述べたように、免職処分に遭った（詳しくは第三章を参照）。

フリッツは、ドイツ内外の大学へ再就職する途を模索する。その結果1936年イギリスのコーパス・クリスティ・カレッジ（オックスフォード大学）に一時的な職を得た。そこでの契約が切れた後、フリッツはアメリカ合衆国オレゴン州にあるリード・カレッジにおいて、客員教授として1937年から1年間、教鞭を執った。1938年にはコロンビア大学の客員教授として招聘され、翌年正教授となった。この職に1954年まで留まった。

第二次世界大戦後の1954年フリッツはベルリン自由大学古典文献学科の教授となった。1958年にはミュンヘン大学古典文献学科の教授へ就任し、1968年まで教鞭を執った。1985年に亡くなっている。

第二章 フリッツの研究上のテーマ・関心

ベルリン自由大学とミュンヘン大学においてフリッツの助手を務めたヴァルター・ルートヴィヒ

⁵ 以下の説明は、主に Kammler, Steffen: Fritz, Kurt von, in: Der Neue Pauly, Supplemente 6. Geschichte der Altertumswissenschaften. Biographisches Lexikon, Stuttgart/Weimar 2012, S.428-431. Ludwig, Walther: Kurt von Fritz 1900-1985 Erinnerung an einen großen Gelehrten, in: memoriam KURT VON FRITZ 1900-1985. Gedenkrede von Walther Ludwig mit einem von Gerhard Jäger zusammengestellten Schriftenverzeichnis, München 1986, S.3-18 に基づく。

⁶ Fritz, Kurt von: Quellenuntersuchungen zu Leben und Philosophie des Diogenes von Sinope, Leipzig 1926.

(Walther Ludwig) の業績目録⁷によれば、フリッツの研究上のテーマ・関心は多岐にわたる。以下第二次世界大戦の終了に至るまでのフリッツによる著作を、亡命以前のドイツでの著作・講義（Ⅰ）、イギリス、アメリカ合衆国滞在時に発表した著作（Ⅱ）に分け、主に著書と論文を対象として整理する。

I. 亡命以前のドイツでの著作・講義

この時期（1926～1936年）にフリッツが探求した研究上のテーマ・関心は、以下の6つのグループに分けて考えることができる。

i. ソクラテスやプラトンの周辺の人物に関する研究

フリッツの処女作は、『シノペのディオゲネスの生と哲学』である。シノペのディオゲネスは前4世紀ギリシアの犬儒学派の哲学者であり、周知のように数々の奇行で知られた。フリッツはこの著作においてシノペのディオゲネスに関する錯綜した伝承を、4つの軸に定位して整理している。

同書の刊行後、フリッツが発表した「クニドスのエウドクソスによるイデア論と、そのプラトンのイデア論への関係」⁸（1926年）、「アンティステネスの認識論と論理学」⁹（1927年）、「クセノポン作“ソクラテスの弁明”の真正性をめぐる問い」¹⁰（1931年）、「クセノポン作“饗宴”におけるアンティステネスとソクラテス」¹¹（1935年）は、いずれもソクラテスやプラトンの周辺の人物を取り扱っている。クセノポンによる『ソクラテスの弁明』¹²と『饗宴』は、プラトンによる同名の著作の陰に隠れがちである。しかしクセノポンによるこれらの作品、アンティステネスやクニドスのエウドクソスを考察の対象として取り上げた点に、フリッツによるプラトンからの距離が看取できる（同様のことは、フリッツが唯物論哲学者デモクリトスを教授資格請求論文のテーマとしたことから窺える）¹³。

ii. アリストテレス研究

プラトンからの距離は、アリストテレスに対する関心という形においても現れた。フリッツは1931年、「アリストテレスのカテゴリー論の起源」¹⁴を発表している。この論文においてフリッツは、

⁷ In memoriam KURT VON FRITZ 1900-1985, a.a.O..

⁸ Fritz, Kurt von: Die Ideenlehre des Eudoxos von Knidos und ihr Verhältnis zur platonischen Ideenlehre (1926), in: Schriften zur griechischen Logik I: Logik und Erkenntnistheorie, Stuttgart-Bad Cannstatt 1978, S.147-169.

⁹ Fritz, Kurt von: Zur antisthenischen Erkenntnistheorie und Logik (1927), in: a.a.O., S.119-145.

¹⁰ Fritz, Kurt von: Zur Frage der Echtheit der xenophontischen Apologie des Sokrates, in: Rheinisches Museum, Bd.80, 1931, S.36-68.

¹¹ Fritz, Kurt von: Antisthenes und Sokrates in Xenophons Symposion, in: a.a.O., Bd.84, 1935, S.19-45.

¹² ただしフリッツは、この著作が偽作であると主張している（Fritz, K.v.: Zur Frage der Echtheit der xenophontischen Apologie des Sokrates, a.a.O., S.68）。

¹³ フリッツは1967年に至るまで、著作においてプラトンのみを主題とすることがなかった（In memoriam KURT VON FRITZ 1900-1985, a.a.O., S.20-34）。

アリストテレスによる「(すでにプラトンのアカデメイアにあった) 普遍の存在論的な見解から純粋に論理的な見解への歩み」¹⁵を評価したのである。フリッツはロストック大学において1934年の冬学期、論理学の演習でアリストテレス『分析論後書』を取り扱っている¹⁶。

iii. 古代ギリシアの数学史

論理的なものへの関心は、数学に対する関心という形も取ったと思われる。フリッツは大学で研究を始める前、「哲学者は数学と自然科学を幾許か理解しなければならないことを(中略)確信するに至った」¹⁷と記している。「プラトン、テアイテトスと古代の数学」(1932年)は、こうした古代ギリシアの数学への関心の嚆矢となる論文である(フリッツは1930年代、古代ギリシア・ローマに関する項目を網羅した『パウリー百科事典』に古代ギリシアの数学に関する項目を数多く執筆している¹⁸)。この論文においてフリッツは、「古代の数学にプラトンが寄せた哲学上の態度と同様、テアイテトス以前の数学をより詳しく扱うことによって、クニドスのエウドクソスによる古代の数学の深部まで達する変革を改めて取り扱うための積極的な基礎を与える」¹⁹ことなどを目指している。

iv. 古代ギリシア・ローマの歴史家への関心

フリッツは次のように記している。「私(フリッツ以下、引用文中の括弧は原則として引用者による)が大学で研究を始めた最初の時期、第一次世界大戦後のドイツの崩壊とそれに続く私の中での内的な混乱は、なぜそういったことが起きたのか、実際に知ろうとする欲望を掻き立てた」²⁰。同大戦とペロポネソス戦争の類比に基づいたシュヴァルツのトゥキュディデス講義が、この関心に一部、応えた²¹。フリッツは1932年、「雄弁術に関する対話」の構築と意図²²を発表している。「雄弁術に関する対話」はローマの歴史家タキトゥスの著作である。フリッツはこの作品をプラトンの対話編を例外として、「対象の事柄に即した取り扱いと登場人物の性格付けを不可分の統一にもたらした、対話

¹⁴ Fritz, Kurt von: Der Ursprung der aristotelischen Kategorienlehre (1931), in: Schriften zur griechischen Logik II: Logik, Ontologie und Mathematik, Stuttgart-Bad Cannstatt 1978, S.9-51.

¹⁵ A.a.O., S.35.

¹⁶ ロストック大学1934年冬学期の講義目録 (http://rosdok.uni-rostock.de/data/Preview-PuV/PDF/1934_WS_VV.pdf) S.18。

¹⁷ Fritz, Kurt von: Autobiographische Skizze, in: Archiv der Bayerischen Akademie der Wissenschaften (im folgenden: ABAW), Nachlass Kurt von Fritz, Karton 21, S.2.

¹⁸ In memoriam KURT VON FRITZ 1900-1985, a.a.O., S.20-24.

¹⁹ Fritz, Kurt von: Platon, Theaetet und die antike Mathematik, in: Philologus. Zeitschrift für das Classische Altertum, Bd.87, 1932, S.41.

²⁰ Fritz, K.v.: Autobiographische Skizze, a.a.O., S.7.

²¹ Bernard, Wolfgang: Der verweigerte Eid: Der Gräzistikprofessor Kurt von Fritz, in: Die Universität Rostock in den Jahren 1933-1945, hrsg.v. Gisela Boeck u. Hans-Uwe Lammel, Rostock 2012, S.74. http://rosdok.uni-rostock.de/file/rosdok_derivate_0000004944/Studien_21.pdf

²² Fritz, Kurt von: Aufbau und Absicht des Dialogus de Oratoribus (1932), in: Schriften zur griechischen und römischen Verfassungsgeschichte und Verfassungstheorie, Berlin 1976, S.513-534.

体の芸術形式」²³として特筆している。フリッツはロストック大学において1934年の夏学期、ヘロドトスに関する講義を開いている²⁴。

v. 古代ギリシア・ローマの国制理論

フリッツによる古代ギリシア・ローマの歴史への関心は、当時生まれた国制理論への関心という形も取った。彼はロストック大学において1934年の夏学期、全学部の学生を対象として「古代の国制理論」に関する講義を行っている²⁵。その内容がどのようなものであったか、記録は残されていない。

vi. 古典研究の方法論や意義

フリッツは1932年、「古典文献学における新しい解釈方法」について論じている。この論文において彼は、ティコー・フォン・ヴィラモーヴィッツ＝メレンドルフ (Tycho von Wilamowitz-Moellendorff) 『ソフォクレスの劇作上の技術』²⁶ (1917年)などの著作が、近代的な解釈方法を作品へ押し付けるのではなく、無意識のうちに作品の固有性を浮かび上がらせている点を評価している²⁷。自らが評価する著作を分析した後、フリッツは古典研究の方法論や意義について次のように述べる。

「我々とギリシアを同時に結び付けるものは、我々の文化が由来する伝統に留まらない。むしろ、ギリシア世界の中にある我々に似たものと我々とは全く異質なものと両極性の中にこそ、我々に実り豊かなものがあることがますます明らかとなった。これこそ自らのあり方をほとんど意識していなかった“新しい方法”において、新しい人文主義におけるよりも明確に表現されたのかも知れない。」²⁸

この引用における「新しい人文主義」とは、ベルリン大学の古典文献学科教授ヴェルナー・イエーガー (Werner Jaeger) を中心とした「第三の人文主義」のことである。ドイツにおいては18世紀後期の新人文主義以来「ギリシアとドイツの親縁性」が語られ、「第三の人文主義」もおおむねこのテーゼに依拠していた²⁹。しかしフリッツはむしろ「ギリシアとドイツの異質性」に注目し、他者としてのギリシアとの取り組みも生産的に働くという。かかる主張は、「第三の人文主義」からの距離

²³ A.a.O., S.513.

²⁴ ロストック大学1934年夏学期の講義目録 (http://rosdok.uni-rostock.de/data/Preview-PuV/PDF/1934_SS_VV.pdf) S. 18.

²⁵ 同上。

²⁶ Wilamowitz-Moellendorff, Tycho von: Die dramatische Technik des Sophokles, Berlin 1917.

²⁷ Fritz, Kurt von: Die neue Interpretationsmethode in der klassischen Philologie, in: Neue Jahrbücher für Wissenschaft und Jugendbildung, Bd.8, 1932, S.351.

²⁸ A.a.O., S.354.

²⁹ Jaeger, Werner: Paideia. Die Formung des griechischen Menschen (²1936), Berlin/New York 1989, S.88.

とも考えられる。フリッツが1930年代の前期に著したギリシア悲劇に関する一連の論文³⁰は、彼が「古典文献学における新しい解釈方法」において評価した方法を、ギリシア悲劇の分析に適用したものである。

II. イギリス、アメリカ合衆国滞在時に発表した著作

この時期(1936~1945年)に著された著作に関しても、Iにおいて分類した6つのグループに定位して考察してゆく。

- i. ソクラテスやプラトンの周辺の人物に関する研究は、もはや主題的に行われなくなった。
- ii. アリストテレス研究については、アリストテレス『アテナイ人の国制』の原本として「アテナイ郷土史の著者と解釈学者」³¹(1940年)の検討のみが残されている。
- iii. 古代ギリシアの数学史については、「メタポンティオンのヒッパソスによる無理数の発見」³²(1945年)という論文が著されたのみである。
- iv. 古代ギリシア・ローマの歴史家への関心については、ヘロドトス、テオポンポス、サルストに関する論文が著されている³³。これと関連して、共和制ローマ末期に関する論文も残されている³⁴。
- v. 古代ギリシア・ローマの国制理論に関する著作としては、注31の著作の他、「古代ギリシアにおける保守反動と単独支配の規則」³⁵(1941年)、「共和制ローマの最終世紀における緊急権力」³⁶(1942年)が特筆される(後述)。
- vi. 古典研究の方法論や意義に関する著作は、残されていない。

注目すべきは、亡命以前ドイツでの著作・講義に表れなかった新しい関心が、イギリス、アメリカ合衆国滞在時に発表した著作に表れていることである。それは、

- vii. 古代ギリシアにおける言語表現や概念の創造、その普遍的な展開に関する著作である。このグループには、『デモクリトス、プラトン、アリストテレスにおける哲学と言語表現』

³⁰ 「ハイモンのアンティゴネへの愛」(Fritz, Kurt von: Haimons Liebe zu Antigone [1934], in: Antike und moderne Tragödie, Berlin 1962, S.227-240) など。

³¹ Fritz, Kurt von: Atthidographers and Exegetae, in: Transactions and Proceedings of the American Philological Association, vol.71, 1940, pp.91-126.

³² Fritz, Kurt von: The Discovery of Incommensurability by Hippasus of Metapontum, in: Annals of Mathematics, vol.46, 1945, pp.242-264.

³³ Fritz, Kurt von: Herodotus and the Growth of Greek Historiography, in: Transactions and Proceedings of the American Philological Association, vol.67, 1936, pp.315-340. Fritz, Kurt von: The Historian Theopompos. His Political Convictions and his Conception of Historiography (1941), in: American Historical Review, vol.46, 1941, pp.765-787. Fritz, Kurt von: Sallust and the Attitude of the Roman Nobility at the Time of the Wars against Jugurtha 112-105 B.C. (1943), in: Schriften zur griechischen und römischen Verfassungsgeschichte und Verfassungstheorie, a.a.O., S.155-205.

³⁴ Fritz, Kurt von: The Mission of L. Caesar and L. Roscius in January 49 B.C. (1941), in: a.a.O., S.449-478. Fritz, Kurt von: Pompey's Policy before and after the Outbreak of the Civil War of 49 B.C. (1942), in: a.a.O., S.479-512.

³⁵ Fritz, Kurt von: Conservative Reaction and One Man Rule in Ancient Greece (1941), in: a.a.O., S.229-255.

³⁶ Fritz, Kurt von: Emergency Powers in the Last Centuries of the Roman Republic (1942), in: a.a.O., S.388-406.

(1938年)³⁷などが含まれる。

こうして（第二次世界大戦の終了に至る）イギリス、アメリカ合衆国滞在時におけるフリッツの研究上のテーマ・関心は、おおむね古代ギリシア・ローマの歴史（家）、古代ギリシア・ローマの国制理論に向けられていた。

第三章 フリッツによるナチズムとの関わりの具体的なあり方

本章においては、まずフリッツによるナチズムとの関わりの具体的なあり方を検討する（Ⅰ）。さらに、これと第二章において検討したフリッツの研究上のテーマ・関心との関連を考察する（Ⅱ）。

Ⅰ. フリッツによるナチズムとの関わりの具体的なあり方

以下、1. 「忠誠宣誓」をめぐる争いの前、2. 「忠誠宣誓」をめぐる争い、3. 「忠誠宣誓」をめぐる争いの後、という3つの時期に分けて整理してゆく。

1. 「忠誠宣誓」をめぐる争いの前

最初に1933年初期のナチ党にまつわる出来事に触れておく。同党は1933年1月31日の国政選挙で帝国議会の第一党となり連立政権を組織した。2月28日にナチ政権は帝国国会議事堂の炎上を口実に「国民と国家を守るための大統領緊急令」を発動し、ヴァイマル共和国において認められていた市民権を廃止した。3月23日には「授権法」が成立しヒトラーの単独支配、独裁制が法的に認められた。

フリッツは、これら一連の動きを不審の目で眺めていた。それを表すのは、彼が1933年2月から3月にかけて姉に宛てた二通の書簡である。これらの書簡から以下、重要と思われる箇所を引用する。

「ヒトラーの帝国宰相としてのあり方について言うと、僕はとても懐疑的だ。(中略)つまり彼は、自分が実現したいことについて、何ら確固たる考えを持っていない。(中略)いずれにせよ大学を取り巻く状況は悪くなるだろう。(中略)僕は公の場で政治的に目立って活動することなく、いかなる政党にも属さなかった。しかし私の場ではナチスへの反感を隠さず、政治的な抑圧に対して学問の自由を守る集会へ何回か参加した。」³⁸

ここでフリッツは、非政治的であったにもかかわらずナチスには反感を抱くと述べ、（特に大学における）事態の悪化、すなわち学問の自由への抑圧を懸念している。

³⁷ Fritz, Kurt von: Philosophie und sprachlicher Ausdruck bei Demokrit, Plato und Aristoteles, New York/Leipzig/Paris/London 1938.

³⁸ Brief von Kurt von Fritz an Mädi (seine Schwester Olga), 3.2.1933, in: ABAdW, a.a.O., Karton 25, S.2.

「(ナチ党の)新政権が持ちこたえとしても、それを諸手を挙げて歓迎するわけにはゆかない。なぜなら僕は、任期を設けない独裁政権は、あらゆる統治形式の中で最終的には最悪の統治形式になると思っているから。(中略)なぜなら独裁者の下では低級な才能の持ち主だけが活躍でき、その結果、独裁者の死後、国家を完全に統治できる人がいなくなるから。(中略)歴史上、任期を設けない独裁制が遅くとも二世後、僭主制や混沌に墮落しなかった例はない。というわけで僕は、強い男を求める叫び声をいつも軽蔑した。こういった叫び声は、自ら共に考え共に行動しなければいけないことを怠り、卑怯であることからのみ生まれる。実際に、(公の、あるいは隠れた貴族に何らかの仕方で操られた-原注)民主制は、それがたとえ悪く機能しても、最終的には独裁政権よりも多くの力と内的な支えを持つに至る。その例はイギリスだ。」³⁹

ここではナチ政権の独裁制への警戒が、フリッツによる国制上の洞察と結び付けられている。すなわち彼は(独裁制の前身としての僭主制が成立した)古代ギリシアの史実、イギリスを引き合いに出し、民主制が独裁制よりも優れていると見なしていた。こうしてフリッツがすでに1933年の時点、ナチズムの危険を見抜いていたことは注目に値する。

翻ってナチ当局の側から、フリッツは不審の目で見られていた。それを表すのは、彼のロストック大学への赴任にまつわる折衝である。招聘の主体であるメクレンブルク州は、1932年7月以来ナチ党の影響下に入っていた。同州の文部当局はフリッツがロストック大学の哲学部から第一候補として推されたにもかかわらず、第三候補を招聘しようとした⁴⁰。しかしその後スネルが自らの鑑定書によってフリッツの人物、学識を保証したことから、フリッツはロストック大学へ招聘されるに及んだ⁴¹。

ナチ党が政権を獲得する前後、ドイツの大学においては学生組合が大学をナチズムの求める方向へ「改革」する有力な推進力となった⁴²。ロストック大学も、その例に漏れなかった。同大学の学生組合を率いる学生は、1934年7月『ロストック大学新聞』の中で旧弊な学問のあり方を批判した。その際にフリッツは、こうした古い学問のあり方を代表する一人として実名を挙げることなく糾弾された⁴³。

上で述べたようなナチ当局や学生組合の圧力にもかかわらず、フリッツはロストック大学への赴任後、大学のナチ化に消極的に抵抗する姿勢を取っていた⁴⁴。

³⁹ A.a.O., 12.3.1933, in: a.a.O., S.1 f..

⁴⁰ Bernard, W.: a.a.O., S.77.フリッツはこれを、「政治的な抑圧に対して学問の自由を守る集会へ何回か参加した」(注38)際、監視されていたことに帰している (Brief von K.v.Fritz, 3.2.1933, a.a.O., S.2 f.)。

⁴¹ Bernard, W.: a.a.O..

⁴² Nolte, Ernst: Zur Typologie des Verhaltens der Hochschullehrer im Dritten Reich, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, Bd.46/65, 1965, S.4 f..

⁴³ Schinke, Gerhard: "Studenten greifen an!" in: Rostocker Universitäts-Zeitung, 19.7.1934, S.13.

2. 「忠誠宣誓」をめぐる争い

ナチズムは元来、大学や学問に敵対的であった⁴⁵。ナチ政権による大学や学問に対する統制は、すでに1933年の「職業官吏再雇用法」によって始まっていた。この法律にしたがってユダヤ系、「政治的に信用できない」と見なされた大学教員は、当初例外事項があったものの、ドイツの大学から解雇された。1934年8月2日ヒトラーよりも法的に上の地位にあったヒンデンブルク帝国大統領が亡くなった。ナチ政権はこれを大学や学問への統制を強め、ナチ政権の基盤を固める格好の機会であると見なした。そしてドイツの（大学教員を含めた）官吏、国防軍の兵士へヒトラー「総統への忠誠宣誓」を課した（ヴァイマル共和国の時期、彼らは赴任に際して共和国憲法に対して忠誠を誓った）。フリッツによれば、「忠誠宣誓の神学的・哲学的な解釈を実践的に適用することは、ナチ政権の安定に並外れて強く寄与した」⁴⁶。しかしこれは「明らかな憲法違反であり、全体主義的な独裁制への紛れもない一歩」⁴⁷であった。「忠誠宣誓」を義務付ける法律の条文は、以下のとおりであった。「1934年8月20日、官吏とドイツ国防軍の兵士の宣誓に関する法律 第2項「公職にある官吏による職務上の宣誓は次のとおりである。“私は以下のことを誓います。私はドイツの帝国と民族の指導者であるアドルフ・ヒトラーに忠実に服従し、法律を遵守し、自らの職務上の義務を良心的に遂行することを。そのように神は私を助けたまえ。”」⁴⁸

フリッツによれば大学教員や国防軍の将校の間では、この宣誓を果たすべきか否かをめぐって議論が行われた。そして「忠誠宣誓」に応じることを正当化する理屈が考え出された。その一つとしてフリッツは、この宣誓が神への宣誓であり、神の掟と矛盾する事柄を義務付けられない、という意見を紹介している⁴⁹。フリッツは、この意見は神学的・哲学的には認めるべきであるが、政治的に誤っていると考えた。なぜなら「国民の精神的な指導層が全体として、抵抗なしに宣誓を行うことは、民族の残りが反対派に加わるいかなる勇気をも奪ってしまう」⁵⁰からである（実際ドイツの民衆の側から、ナチ政権に対する大規模な抵抗運動は最後まで起きなかった）。ドイツのほぼ全ての官吏、国防軍の兵士は、この「忠誠宣誓」を行った。しかしフリッツは「忠誠宣誓」に素直に応じる代わりに、以下の文面を含む書簡を政府の担当当局へ提出した。

⁴⁴ 1933年4月「職業官吏再雇用法」の施行と関連して、祖先に非アーリア人がいないか当局に尋ねられ、フリッツは「私の祖先がインドやペルシアから移住してきたのか、わかりません。しかし私の祖先にユダヤ人がいるか否か聞かれるならば、それは証明できません」（Brief Kurt von Fritz an das Institut für Zeitgeschichte [im folgenden: IfZ], 22.11.1975, in: ABAAdW, a.a.O., Karton 3, S.1）と答えた。またナチ政権の成立後、フリッツはナチ大学教員連盟への加入を勧められたが、彼は他の多くの同僚と同様、加入申し込み書を「読まずに紙屑箱へ捨てていた」（A. a.O..）

⁴⁵ Sieg, Ulrich: Strukturwandel der Wissenschaften im Nationalsozialismus, in: Berichte zur Wissenschaftsgeschichte, Bd.24, 2001, S.257f..

⁴⁶ Brief K. v. Fritz an das IfZ, a.a.O., S.5.

⁴⁷ Bernard, W.: a.a.O., S.78.

⁴⁸ Reichsgesetzblatt, Teil 1, Jg.1934, Berlin 1934, S.785.

⁴⁹ Fritz, K.v.: Autobiographische Skizze, a.a.O., S.8.

⁵⁰ Brief K.v. Fritz an das IfZ, a.a.O., S.4.

「さらに仄聞したところでは、宣誓の意義について議論されているので、宣誓を果たす前に宣誓担当の当局に以下のことを伝えるのが私の義務と考えます。つまり国家元首（ヒトラー）に対して行われた宣誓は、私の考えでは（言葉通りではなくとも－原注）内容的には、大学教員の義務と矛盾するような義務付けを含むことができません。大学教員の義務とは、最善の知識と良心にしたがって真理だけを教える点にあります。私は次のことを確信しています。つまり（「忠誠宣誓」という）法律を布告した際の総統と帝国政府の意向に実際、沿うならば、様々な義務が衝突することは不可能であると。しかし仄聞したところでは、国家社会主義ドイツ労働者党の党员によっても（「忠誠宣誓」について）相矛盾する意見が抱かれているので、宣誓の厳粛さを前にして、この宣誓を果たす前に（宣誓担当の当局が果たすべき）保証付きの確認に関する考えを伝えることが私の義務であると見なします。」⁵¹

この但し書きにおいてフリッツは、「国家元首（ヒトラー）に対して行われた宣誓」が「最善の知識と良心にしたがって真理だけを教える」という大学教員の義務と矛盾する可能性を示唆している。真理という言葉は多義的だが、フリッツはそれを固定した教説ではなく永遠の探究の対象として捉えていた。これは、彼が当局の求めに応じて1934年11月に提出した釈明書の以下の一節から明らかである。「しかし大学教員に特定の定式化された教説を主張せよと無条件に要求するとしたら、それは大学教員としての官職の意義に矛盾するでしょう。大学教員は認識の継続的な深化や、それに関連してまだ不完全にしか認識されていないものの修正へ向けて尽力しなければならないのです。」⁵²「忠誠宣誓」と大学教員の義務との矛盾とは、ドイツ・ヨーロッパの大学の歴史において「大学の自由 Akademische Freiheit」または「学問の自由 Freiheit der Wissenschaft」の名の下に争われてきたものである。以下その歴史を手短に振り返り、フリッツの言行が生まれた思想史的な文脈を明らかにしたい。

自然科学、人文科学を問わず学者が普遍的な真理を求める自由な探求心と、キリスト教会・国家の権力の間には、せめぎ合いが存在した。キリスト教会・国家の権力の側は、（自分たちの信仰ないしは利害に則り）学問研究に制限を加えることもあれば、学問研究を奨励することもあった。学問研究を制限する場合、宣誓はその一つの手段であった。例えばトリエステ公会議中の1564年に発布された大勅書によって、カトリシズム圏の大学で教壇に立つ教員にはカトリック教会に対する宣誓の義務が課せられた。しかしインゴルシュタット大学教授の数学者フィリップ・アピアン（Philipp Apian）はこれを拒否し、免職処分となった⁵³。1931年ファシズム政権下のイタリアは、大学教員に忠誠宣誓を強制した。12名の大学教員がこれを拒否し、罷免されている⁵⁴。国家による学問研究の奨励は、プ

⁵¹ Müller, Sven: Der nicht gelestete Eid des Rostocker Griechisch-Professors Kurt von Fritz auf Adolf Hitler - "preußisch-starre Haltung" oder staatsbürgerliche Verantwortung von Wissenschaft?, in: Zeitgeschichte regional. Mitteilungen aus Mecklenburg-Vorpommern, Bd.9, Heft 2, 2005, S.69.

⁵² A.a.O., S.70.

⁵³ Goetz, H.: a.a.O., S.12 f..

ロテスタンティズム圏のドイツがその発祥や展開の地となった。1737年ハノーファー選帝侯領の下に開学したゲッティンゲン大学は自由な研究を謳い、特に「批判的な文献学と数学的な自然科学」⁵⁵の分野で目覚ましい成果を挙げた。1810年プロイセンでベルリン大学が開学した際、ヴィルヘルム・フォン・フンボルト（Wilhelm von Humboldt）は国家による学問研究への干渉からの自由を説き、これを「研究と教授の自由」の理念の下に定式化した⁵⁶。その後プロイセンにおいても、「大学ないしは学問の自由」を制限する試みが現れた。1862年の憲法闘争、1901年の「シュパーン事件」がその例である。しかしいずれの場合も、前者についてはアウグスト・ベーク（August Boeckh）、後者についてはテオドール・モムゼン（Theodor Mommsen）という人文主義者が中心となり、「大学ないしは学問の自由」の擁護に努めた⁵⁷。フリッツによる、「忠誠宣誓」が濫用される可能性に言及し「大学ないしは学問の自由」を守る試みは、上で触れたドイツ・ヨーロッパの大学や人文主義の歴史が背景にあった。かかるフリッツの正統的な大学・学問観は、学生組合が要求した「民族共同体」への奉仕を求める新しいナチ的な大学・学問観への反対命題になっていた⁵⁸。

フリッツが注51の書簡を提出した後、事態は以下のように展開した。当局は彼に但し書きの撤回を求めたが、彼はこれに応じなかった。その後、事情聴取に呼び出され⁵⁹、釈明書の提出を命じられた。

フリッツによる一連の弁明は、聞き入れられなかった。注51の書簡を提出してから約四か月間、フリッツは何の妨げもなくロストック大学で講義を続けることができたものの、ロストックで「忠誠宣誓」を条件付きで行おうとしている大学教員がいるという情報が1934年の末にメクレンブルク国家地方長官フリードリヒ・ヒルデブランド（Friedrich Hildebrandt）に達し、彼の逆鱗に触れた⁶⁰。その結果、ヒルデブランドは懲戒手続きを開始し、翌年4月にフリッツは「職業官吏再雇用法」に基づいてロストック大学を免職処分となった（免職後半年間は、現役時の35%の年金受給が認められた⁶¹）。

⁵⁴ A.a.O., S.9.

⁵⁵ Hoffmann, Ernst: Die Freiheit der Forschung und Lehre, Heidelberg 1931, S.7.

⁵⁶ Humboldt, Wilhelm von: Ueber die innere und äußere Organisation der höheren wissenschaftlichen Anstalten in Berlin (1810), in: Werke, hrsg. v. Andreas Flitner u. Klaus Giel, Stuttgart 1981, Bd.4, S.256 f..

⁵⁷ 拙著『人文主義と国民形成 19世紀ドイツの古典教養』（知泉書館、2005年）注 pp.106-107、本文 pp.294-295.

⁵⁸ Müller, S.: a.a.O..

⁵⁹ 事情聴取の場でフリッツは「(ヒトラー) 総統が誤りを犯すことがあると思うか」と尋ねられ、「私の知識では、教皇でさえもドグマの問いにおいてのみ無謬性を要求できます。これを超えて自らが過ちを犯さないと見なす人は、最初に成功を収めれば収めるほど、ますますより大きな間違いを犯し破局に至らざるを得ないでしょう」(Brief von K. v. Fritz an Graf Christian von Krockow, 23.9.1980, in: ABAdW, a.a.O., Karton 21, S.2) と答えたという。

⁶⁰ Müller, S.: a.a.O., S.71 f..

⁶¹ Obermayer, Hans Peter: Deutsche Altertumswissenschaftler im amerikanischen Exil. Eine Rekonstruktion, Berlin/Boston 2014, S.256.

3. 「忠誠宣誓」をめぐる争いの後

この免職処分に対して、フリッツの周囲の反応はおおむね同情的であった。スネルなどハンブルク大学でのフリッツの元同僚7名は、それぞれが自分の給料の10%をフリッツに寄付した⁶²。シュヴァールツを初めとするミュンヘン大学の古典文献学者は文部科学・成人教育省宛に、フリッツの学者としての資質を高く評価する請願書を提出したが、罷免を食い止める効果はなかった⁶³。当時フリッツを支援したハンブルク、ミュンヘンの人文主義者のグループは、ナチ政権下にあつてそれぞれ隠然たる反対派を形作る⁶⁴。ロストック大学を解雇された後フリッツは妻の親戚がいるミュンヘンへ移り、研究を続けた。しかしバイエルン国立図書館の使用を間もなく禁じられ⁶⁵、その後ほどなくイギリスのコーパス・クリスティ・カレッジから招聘を受け、移住を決意した。

II. フリッツによるナチズムとの関わりと彼の研究上のテーマ・関心

Iにおいて論じた、フリッツによるナチズムとの関わりの具体的なあり方は、彼の研究上のテーマ・関心と、どのように関わっていたのだろうか。以下、まずフリッツによる亡命以前のドイツでの著作・講義が「忠誠宣誓」をめぐる争いとどのように関連したのか(1)、他方で「忠誠宣誓」をめぐる争いがその後のフリッツの研究上のテーマ・関心へいかに反映したのか(2)、考察を行う。

1. フリッツの以前の研究上のテーマ・関心と「忠誠宣誓」をめぐる争い

彼の博士論文のテーマであるシノペのディオゲネスは、「誘惑されることのない超然たる精神」⁶⁶の持ち主であった。これは、「忠誠宣誓」が濫用される可能性に言及したフリッツの姿と重なる。ソクラテスやプラトンの周辺の人物、アリストテレスの研究に表れたプラトンからの距離は、ナチズムからの距離としても解釈できる。なぜなら1920年代から30年代にかけてのドイツにおいて、ナチズムに迎合したプラトン研究が盛んに行われていたからである⁶⁷。これと同様、フリッツの講義「古代の国制理論」に表れた古代ギリシア・ローマの国制理論への関心は、彼のナチズムに対する批判的な姿

⁶² A.a.O., S.257.

⁶³ A.a.O., S.255-257.

⁶⁴ ミュンヘンについては、Rebenich, Stefan: Eduard Schwartz und die Altertumswissenschaften seiner Zeit, in: *Hyperboreus. Studia Classica*, vol.20, 2014 Fasc.1-2, S.424-427. Schreiber, Maximilian: *Altertumswissenschaften im Nationalsozialismus. Die Klassische Philologie an der Ludwig-Maximilian-Universität*, in: *Die Universität München im Dritten Reich, Aufsätze, Teil. I*, hrsg.v. Elisabeth Kraus, München 2006, S.205-213. ハンブルクについては、Lohse, Gerhard: *Klassische Philologie und Zeitgeschehen. Zur Geschichte eines Seminars an der Hamburger Universität in der Zeit des Nationalsozialismus*, in: *Hochschulalltag im »Dritten Reich«*. Die Hamburger Universität 1933-1945, Teil II. Philosophische Fakultät, Rechts- und Staatswissenschaftliche Fakultät, hrsg. v. Eckart Krause, Ludwig Huber, Holger Fischer, Berlin/Hamburg 1991, S.780 f., 786 f., 794-798, 802 f., 817 f..

⁶⁵ Müller, S.: a.a.O., S.73.

⁶⁶ Sloterdijk, Peter: *Kritik der zynischen Vernunft*, Bd.1, Frankfurt am Main 1983, S.307.

⁶⁷ Orozco, Teresa: *Die Platon-Rezeption in Deutschland um 1933*, in: *»Die besten Geister der Nation«*. Philosophie und Nationalsozialismus, hrsg. v. Ilse Korotin, Wien 1994, S.141-185.

勢と直接、関連があった。というのも彼は、「私はナチズムとそのいわゆる“総統”に何ら良きものを見なかったので、(ロストック大学へ赴任した) 最初から新政権の傲慢に、省庁との業務上の交渉と同様、自らの講義を通して抵抗しようと試みた」⁶⁸と後に記しているからである。フリッツによるアリストテレスや古代ギリシア・ローマの国制理論への関心が、ナチズムに沿うプラトン解釈と緊張関係にあったことは、次の引用からも確かめられる。「19世紀の研究の伝統に連なると理解された“経験主義者”アリストテレスの倫理と国制理論は、(中略) プラトン哲学との基本的な対立関係において描かれ、“自由主義的な思考の財産”として解釈された。アリストテレスの倫理と国制理論をナチ独裁制の“全体主義的な”国家に対する批判の支えとして援用できたことは、容易に思いつく。」⁶⁹ 古典研究の方法論や意義に関してフリッツは「ギリシアとドイツの異質性」に注目し、他者としての古代ギリシアとの取り組みの中に、古典研究の生産的な意義を認めた。これは「ギリシアとドイツの(北方人種を介した) 親縁性」に基づく同時代の古典研究の多くが、ナチズムの正当化に奉仕した⁷⁰のと対照的であった。

こうしてフリッツによる亡命以前のドイツでの研究上のテーマ・関心の中に、後の「忠誠宣誓」をめぐる争い、ナチズムの拒否に繋がる契機が幾つか含まれていたと言える。

2. 「忠誠宣誓」をめぐる争いと、その後のフリッツの研究上のテーマ・関心

「忠誠宣誓」をめぐる争いとそれに伴う大学からの解雇、亡命というフリッツの経歴は、彼のその後の研究上のテーマ・関心へ何らかの形で反映したことが考えられる。その2つの例を、4. 古代ギリシア・ローマの歴史家、5. 古代ギリシア・ローマの国制理論をめぐる著作から取り上げたい。

「古代ギリシアにおける保守反動と単独支配の規則」(1941年)には、執筆当時の時局が影を落としている。フリッツは本論の冒頭において、「最近何十年かの間、民主主義的な政府が(ドイツをはじめ) 多くの大国で様々な形式の独裁制によって取って代わられた。こうした事例では多くの場合、反動的な集団によって独裁制の高揚が賛意を得た。それゆえこれと似た問題が広く現れた(古代ギリシアという) 時代を検討することは、何かしら興味深いことだろう」⁷¹と記す。そして古代ギリシアにおける(民主制から) 保守反動勢力による単独支配の成立を、思想上の変化と関連付けて論じている⁷²。

「共和制ローマの最終世紀における緊急権力」(1942年)は、上記論文における独裁制の成立とい

⁶⁸ Brief von Kurt von Fritz an das IfZ, a.a.O., S.1. フリッツがロストック大学において1933年から1935年にかけて開いた講義の中で、時事的なテーマと直接、関係があると思われるのは、「古代の国制理論」のみである。

⁶⁹ Touloumakos, Johannes: Anpassung und Kritik gegenüber der NS-Diktatur durch die griechische Staatstheorie, in: Politische Theorie und Praxis im Altertum, hrsg. v. Wolfgang Schuller, Darmstadt 1998, S.262.

⁷⁰ その代表例は、第三帝国におけるスパルタ受容である。これについては、拙論『ドイツ第三帝国におけるスパルタの受容(1)』(東洋大学経済研究会『経済論集』第43巻2号、2018年) pp.199-224を参照。

⁷¹ Fritz, K.v.: Conservative Reaction and One Man Rule in Ancient Greece, a.a.O., S.229.

⁷² A.a.O., S.232.

う問題を、共和制ローマの緊急権力（独裁官の任命、機能）に焦点を当てて考察したものである。フリッツはポリュビオスの混合政体論から説き起こし、「共和制ローマの保護手段を作り出してきた緊急権力が、その幾つかの形態において後に共和制ローマを破壊する手段となったのは、なぜなのか」⁷³と問う。そして次のように結論する。

「ローマの国制が、阻止する力が行為する力よりも上位にある点、上位にある否定的な力の対抗力を意味した緊急時の組織が曖昧である点において深刻な欠点を持っていたことも正しい。にもかかわらず共和制ローマの没落から学べる教訓は、それが貴族主義的であれ民主主義的であれ全ての共和制、チェックとバランスのシステムに基づくあらゆる国制に適用できる。（中略）国制によって認められる、通常のチェックを超えるいかなる緊急権力も、政治的な自由を侵害するために乱用され得る。（中略）それゆえ政治的な自由およびチェックとバランスからなる国制システムの延命は、特に緊急の行為を妨げる力を国制から授けられた人々の知恵にかかっている。」⁷⁴

上の引用文中の、「国制によって認められる、通常のチェックを超えるいかなる緊急権力も、政治的な自由を侵害するために乱用され得る」事態は、ドイツにおいては1933年2月28日ナチ政権が帝国国会議事堂の炎上を口実に「国民と国家を守るための大統領緊急令」を発動し、ヴァイマル共和国で認められていた市民権を廃止した際、現実となった。こうした同時代の出来事が、論文の執筆に影響したことが考えられる。（1965年ドイツ連邦共和国政府は緊急事態に関する基本法改正案を提出した。この時フリッツは上記の論文で得た洞察からか、本改正案に反対する署名に名を連ねている⁷⁵）。

イギリス、アメリカ合衆国滞在時に発表されたフリッツの著作の中で、後から振り返るとナチズムとの関連が明らかとなる著作がある。それは、『デモクリトス、プラトン、アリストテレスにおける哲学と言語表現』（1938年）である。同書の冒頭には、次のようにある。「ヨーロッパのあらゆる民族の中でギリシア民族は唯一、哲学的で学問的な言語を全て自分自身の中から、いかなる外国語も借用することなしに創造した。そして文字を通して保たれた伝統がきわめて早く始まったので、ギリシア語の展開が哲学的・学問的な思惟の発端から、ほぼその広がり全体において展望できることは、特別な幸運に負う。」⁷⁶

興味深いのは、ここでフリッツが研究上の関心を寄せた古代ギリシアの哲学的で学問的な言語のあり方が、同時代の「第三帝国の言語」の特徴と対照的なことである。周知のようにロマンス文学研究者のヴィクトール・クレンペラー（Victor Klemperer）は、第三帝国の日常における言語のあり方、用法を記録、考察し、同名の著書『第三帝国の言語（LTI）ある文献学者のメモ帳』として第二次世

⁷³ Fritz, K.v.: Emergency Powers in the Last Centuries of the Roman Republic, a.a.O., S.396.

⁷⁴ A.a.O., S.405 f..

⁷⁵ Bernard, W.: a.a.O., S.74.

⁷⁶ Fritz, K.v.: Philosophie und sprachlicher Ausdruck, a.a.O., S.11. s. Fritz, Kurt von: Die Rolle des νοῦς (1943), in: Um die Begriffswelt der Vorsokratiker, hrsg.v. Hans-Georg Gadamer, Darmstadt 1968, S.246.

界大戦後に刊行した。彼は「第三帝国の言語」の特徴について、次のように述べている。「第三帝国は自らの言語から、自己創造的に表現することがほとんどなかった。ひょっとして、いやそれどころかおそらくただ一つの単語すら、自己創造的に表現することがなかった。ナチ的な言語とは多くの場合、外国に遡る。他の大抵のものをヒトラー以前のドイツ語から借用する。」⁷⁷『デモクリトス、プラトン、アリストテレスにおける哲学と言語表現』は、フリッツが1930年代の初期、ハンブルクとロストックにおいて行った講演が母体となって成立した⁷⁸。フリッツがこの講演を行った時、政権獲得前のナチスによる言語の使用を意識していたことは考えにくい。フリッツによる、知のルーツを古代ギリシアに辿るといふ純粋に学問的な関心は、忠誠宣誓への釈明書（注52）の延長上にあると考えられる。これが期せずしてナチ的な言語の使用と対立的な言語のあり方を明らかにしたのは、興味深い。

以上2においては「忠誠宣誓」をめぐる争いと、その後、第二次世界大戦の終了までの時期について、フリッツの研究上のテーマ・関心への反映を、3つの例を手掛かりに考察した。そのいずれの例においても問題提起の中には、同時代のドイツにおけるナチ党の政権獲得という出来事の反映が、意識的であるにせよ無意識的であるにせよ、認められた。

第四章 第二次世界大戦後のフリッツによる研究上のテーマ・関心、それと彼の以前の研究上のテーマ・関心、ナチズムへの関わりとの関連

第三帝国は第二次世界大戦に敗北した。ドイツにおける人文主義的な古典研究は、先に触れたプラトンの受容に表れたように、大勢としてナチズムに順応した。フリッツのようにナチ体制へ異議申し立てを行った人文主義者は、ごく少数であった⁷⁹。同大戦後いわゆる東西対立が始まり、イギリス・アメリカ合衆国を中心とする西側世界においては、かつての敵ファシズムと目下の敵、共産主義を全体主義として連続的に捉え、これに西側世界の民主主義を対置することが一般化した。社会哲学者カール・ポパー（Karl Popper）は『開かれた社会とその敵』において、西側の民主主義的な「開かれた社会」に、ファシズムや共産主義という目的論的な歴史主義を対置した。そして後者の代表の一つはプラトンに求められ、ポパーはプラトンを激しく批判したのである⁸⁰。

こうした第二次世界大戦後の政治的、思想的な動向は、フリッツの研究上のテーマ・関心にも影響を及ぼす場合があったと思われる。この問題に触れる前に、第二章で7つに分類した同大戦以前のフリッツによる研究のテーマ・関心が、同大戦後どのような発展を遂げたか、整理する⁸¹。

⁷⁷ Klemperer, Victor: LTI. Notizbuch eines Philologen (1957), Stuttgart 2007, S.27.

⁷⁸ Fritz, K.v.: Philosophie und sprachlicher Ausdruck, a.a.O., Vorbemerkung. (ページ数なし)

⁷⁹ Wegeler, Cornelia: "... wir sagen ab der internationalen Gelehrtenrepublik". Altertumswissenschaft und Nationalsozialismus. Das Göttinger Institut für Altertumskunde 1921-1962, Wien/Köln/Weimar 1996, S.201.

⁸⁰ Popper, Karl: The Open Society and Its Enemies (1945), vol.1: The Spell of Plato, London/New York 2005.

⁸¹ ただし1962年には『古代と近代の悲劇』（注30の著書を参照）が刊行されている。これはviの実践とも言えるが、下記のi～viiのいずれにも分類し難い著作である。

- i. ソクラテスやプラトンの周辺の人物については、もはや主題的に論じられなかった。
- ii. アリストテレス研究は、『アリストテレス“アテナイ人の国制”と関連したテキスト』⁸²(1950年)のみならずフリッツ晩年の論文集『アリストテレス研究への寄与』⁸³(1984年)として大成した。
- iii. 古代ギリシアの数学史からは、『古えのピタゴラス主義者の下での数学者と口承主義者』⁸⁴(1960年)、『ギリシアの論理学に関する著作』⁸⁵(全2巻、1978年)といった作品が展開する。
- iv. 古代ギリシア・ローマの歴史家への関心は、『ギリシアの歴史記述』⁸⁶(全2巻、1967年)として纏められた。
- v. 古代ギリシア・ローマの国制理論を扱った著作は、『古代における混合政体の理論』⁸⁷(1954年)、『シチリアにおけるプラトンと哲学者支配の問題』⁸⁸(1968年)、『ギリシアとローマの国制史と国制理論に関する著作』⁸⁹(1976年)などの著作に結実した。
- vi. 古典研究の方法論や意義については、「古代学における解釈」⁹⁰(1971年)、先に触れた『アリストテレス研究への寄与』などの著作を含めることができる。
- vii. 古代ギリシアにおける言語表現や概念の創造、その普遍的な展開に関する著作としては、『古代学問史の根本問題』⁹¹(1971年)が挙げられる。

以下、上の i ~ vii で挙げた著作などから、第二次世界大戦後のフリッツによる研究上のテーマ・関心とナチズムへの関わりとの関連を考える上で重要な、3つの局面を検討してゆく。

第一に「古代ギリシア・ローマにおける全体主義と民主主義」(1947年)は、彼によるナチズムの体験と古代ギリシア・ローマの国制への関心という両者が切り結んだ論文である。フリッツは、ナチズムが体现したような近代の全体主義と類似した国制を古代ギリシアのスパルタ、共和制ローマの末期に見出している。しかし古代の全体主義的な国家と近代の全体主義国家との相違を実証的に明らかにし、前者の歴史から教訓を汲み取ることを試みている。彼による結論は、次のとおりである。

「さらに共和制ローマの展開は、バランスをもたらす対抗力のシステムが全体主義の成立を妨げ

⁸² Aristotle's Constitution of Athens and Related Texts. Translation with an introduction and notes, ed. by Kurt von Fritz and Ernst Kapp, New York 1950.

⁸³ Fritz, Kurt von: Beiträge zu Aristoteles, Berlin/New York 1984.

⁸⁴ Fritz, Kurt von: Mathematiker und Akusmatiker bei den alten Pythagoreern, München 1960.

⁸⁵ 注8と注14の著書を参照。

⁸⁶ Fritz, Kurt von: Die griechische Geschichtsschreibung. Von den Anfängen bis Thukydides, Berlin 1967, 2.Bde..

⁸⁷ Fritz, Kurt von: The Theory of the Mixed Constitution in Antiquity. A Critical Analysis of Polybius' Political Ideas, New York 1954.

⁸⁸ Fritz, Kurt von: Platon in Sizilien und das Problem der Philosophenherrschaft, Berlin 1968.

⁸⁹ 注22の著書を参照。

⁹⁰ Fritz, Kurt von: Rückblick, in: Die Interpretation in der Altertumswissenschaft, hrsg. v. Wolfgang Schmid, mit Bibliographie der Kongreßbeiträge, Bonn 1971, S.83-86.

⁹¹ Fritz, Kurt von: Grundprobleme der Geschichte der antiken Wissenschaft, Berlin/New York 1971.

られないこと、僭主制や暴君支配を次の場合に限って妨げられることを示す。それは、ある国家の個々の政治的、経済的な党派や集団が自らの避けがたい闘争を自発的な妥協によって調停し、公共の利益を自らの狭隘で近視眼的な関心の上に据える用意がある場合である。(中略) 中央政府から、危険なことに増大した権力の一部を取り去る唯一の有効な手段が存在する。(中略) それはすなわち、様々な住民のグループが問題の多くをできるだけ自ら主導権を握って解決すること、特に中央政府の救援組織に訴えることなく、(お互いの意見の) 相違を自発的な妥協によって取り除く準備ができていていることによる。これはもちろん住民と、政府に属さない彼らの指導者の側に高度な洞察と自己規律を要求する。⁹²

上の引用においては、「共和制ローマの最終世紀における緊急権力」(1942年)での洞察からさらに踏み込み、「僭主制や暴君支配を妨げられる」場合について考察を行っている。それは政府と関わらない住民のグループが、自発的な妥協や問題解決を行い、私益よりも公益を重視する場合であるという。これは第二次世界大戦後、特に1968年以降ドイツ連邦共和国において積極的に実践された「市民運動 Bürgerinitiative」や「非政府組織 NGO」の評価を思わせる。

第二に、(哲)学者が同時代の政治的な行為といかに関わるべきか、という問いは、「忠誠宣誓」をめぐる争い以来フリッツの関心を惹いていたと思われる。この問いを改めて取り上げたのが、『シチリアにおけるプラトンと哲学者支配の問題』(1968年)である。本書は、第二次世界大戦後ナチズムによる濫用の危険がなくなったプラトンの政治哲学、政治的な実践を、ポパーなどのプラトン批判に対して擁護することを目的としている。プラトンは周知のように、シチリアの政治家となった弟子ディオンの招きに応じて、当地で理想国家の実現を企てた。しかし、それは失敗に終わらざるを得なかった。フリッツは同時代の共産主義とプラトンの国家哲学との相違を具体的に指摘し、プラトン批判の誤解を訂正する。そしてプラトンの国家哲学を、「個人と国家の関わり」という問題の複雑さを理論的にも実践的にも明らかにしたがゆえに、評価する⁹³。かかる複雑な問題を前にして、政治的な行為はどうあるべきかという問いに、フリッツは次のように答える。

「政治的な行為は、常に *προαίρεσις*、すなわちこの(個々人の自由な展開という福利への顧慮、全体の纏まりという福利への顧慮という)二つの原理の間で選択を強い、一たび歩まれた方向は、その方向を極端に至るまで進み破滅に至りかねない固有の刺激をもたらす。したがって、こうした運動を繰り返して正しい中間、つまりアリストテレスのいう *μέσον* という逆の方向へ戻す矯正策が不可欠である。かかる矯正策をアリストテレスは、*λόγος περὶ τοῦ δικαίου καὶ τοῦ ἀδίκου*⁹⁴、すなわち正しいことと正しくないことに関する言論と名付けた。それは、提示させられた根拠か

⁹² Fritz, Kurt von: *Totalitarismus und Demokratie im Alten Griechenland und Rom* (1947), in: *Schriften zur griechischen und römischen Verfassungsgeschichte und Verfassungstheorie*, a.a.O., S.602 f..

⁹³ Fritz, K.v.: *Platon in Sizilien und das Problem der Philosophenherrschaft*, a.a.O., S.139.

ら決して結論や最終的な解決に達することがない議論である。この議論についてアリストテレスは正当にも、(中略) それなしに人間が完全に良い働きをする人間にはなり得ないもの、と語った。⁹⁵

上の引用の前半部においてフリッツは、個人または国家の重視という両極端への動揺の矯正策として、アリストテレスが説いた「正しいことと正しくないことに関する言論」を挙げる。かかる言論は、「古代ギリシアとローマにおける全体主義と民主主義」において述べられた「様々な住民のグループが問題の多くをできるだけ自ら主導権を握って解決し(中略)、(お互いの意見の)相違を自発的な妥協によって取り除く」⁹⁶ 手段であることが推測される。こうした開かれた言論は、第二次世界大戦後におけるドイツ連邦共和国の社会哲学者ユルゲン・ハーバーマス(Jürgen Habermas)が重視した、理性に基づく公共の議論を連想させる(彼の公共性論と古典教養の関連については、論じたことがある⁹⁷)。フリッツは第二次世界大戦後も同大戦以前と同様、少数派の意見を尊重し、1968年の学生紛争の際には、左派の学生が異論を持つ学生を排除しようとする動きを批判した⁹⁸。そして「重要なのは、(中略)自ら権力を求めないが、頑として自分自身の上に立って譲らず、権力を目指す人々に対抗する勇気を持つ男女」⁹⁹であると説いた。彼らの姿は、フリッツが注39の書簡(1933年3月)において評価した、民主制を支える「公の、あるいは隠れた貴族」の姿と重なるであろう。

『シチリアにおけるプラトンと哲学者支配の問題』において、「正しいことと正しくないことに関する言論」という矯正策は、政治的な行為に際して正しい中間に至る手段として考えられていた。この「矯正策 *Korrektiv*」という言葉は1970年代以降のフリッツの著作において、古代ギリシアの近現代に対する意味として、文明論的な文脈に置かれる。引き続き、この新たな意味付けを明らかにしたい。

第三にフリッツは、中世の終焉ないしは産業革命以降の問題を次のように整理する。特にベーコン以来、認識は製造や役に立つ目的のため行われ、因果性は主に「未来の出来事の予見」¹⁰⁰ という意味で理解された。そこで進歩は(進む方向を問うことなく)それ自体、良きものとされ、学問においては価値や倫理を問うことなく専門化が進んだ¹⁰¹。これと並行して、アリストテレスが貪欲(プレオナ

⁹⁴ アリストテレス『政治学』1253a15のパラフレーズ。

⁹⁵ Fritz, K.v.: Platon in Sizilien und das Problem der Philosophenherrschaft, a.a.O., S.142 f. s. Fritz, K.v.: Beiträge zu Aristoteles, a.a.O., S.74 f..

⁹⁶ 注92を参照。

⁹⁷ 拙論「市民社会と古典教養—公共性の転換」(東洋大学人間科学総合研究所『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第19号、2017年) pp. 133-149.

⁹⁸ Fritz, Kurt von: Pflicht zu Toleranz, in: Süddeutsche Zeitung, Nr.198, 19/20.8.1967. Fritz, Kurt von: Widersprüche der studentischen Linken, in: a.a.O., Nr.38, 13.2.1968.

⁹⁹ Brief von K. v. Fritz an C. Graf v. Krockow, a.a.O., S.6.

¹⁰⁰ Fritz, K.v.: Beiträge zu Aristoteles, a.a.O., S.126.

¹⁰¹ Fritz, K.v.: Grundprobleme der Geschichte der antiken Wissenschaft, a.a.O., S.XV f..

クシア)の名の下に批判した、致富や権力追及の自己目的化が顕著になったという¹⁰²。利潤を増やすため質の悪い商品を大量生産する、労働者を機械のように酷使するなど、倒錯したことが行われている¹⁰³。

こういった近現代における認識の様態や学問の変化、様々な問題に対して、フリッツは古代ギリシアを「近代の一面性や誤りの矯正策」¹⁰⁴として対置する。彼によれば、古代ギリシアにおいては認識それ自体を目的として認識が行われ、因果性は「構造連関」という意味で理解された¹⁰⁵。「何が人間にとって良いのか」という倫理が最初に問われ、その後で「人間にとっての善」へ達する手段への問いが導き出された¹⁰⁶。人間の幸福は、アリストテレスによれば「卓越性(アレテー)に則った活動」¹⁰⁷に求められた。認識に際しては、対象領域によって(例えば生物と無生物を区別し)異なる認識方法が認められた¹⁰⁸。

「近代の状況の複雑さ、知識と探求の専門化は至極もっともなことに、木をあまりにも正確に考察することによって森を見ない結果を幾重にももたらした。しかし人間社会と人間文化の未来にとって基礎的な意義を持つ問題が、まさにここ(古代ギリシア)で問題となっている。したがって事柄に関連した学問と歴史的で解釈を行う学問との共同作業によって、できるだけ包括的で統合された見解に達する試みが企てられねばならない。」¹⁰⁹

「かかる統合を促進するために、古典古代は多大な貢献を果たせるように見える」¹¹⁰とフリッツは主張する。実際に彼は、一方で古代ギリシアにおいて展開した数学、哲学など、自らの領域を踏まえた個別学問を評価し、これを自ら研究した。しかしそれに留まることなく、個別分野の総合へ向けた学際的な研究を評価し、これも自ら実践した。フリッツは「古典文献学における新しい解釈方法」(1932年)において、「ギリシア世界の中にある我々に似たものと我々とは全く異質なものととの両極性の中にこそ、我々に実り豊かなものがある」¹¹¹と説いていた。その約40年後、古代ギリシアの異質性は、「近代の一面性と過ちの矯正策」である点に特定されたと考えられる。

フリッツが晩年、特に関心を寄せたのは環境破壊の問題である。彼は近現代の人間が快適さを求めて自然を搾取することを批判し、古代の自然観がそれを阻む参考になると考えた¹¹²。しかし他方でフ

¹⁰² A.a.O., S.XIV-XVI.

¹⁰³ A.a.O., S.XVIII-XX, XXVI.

¹⁰⁴ A.a.O., S. X, XII.

¹⁰⁵ Fritz, K.v.: Beiträge zu Aristoteles, a.a.O., S.126.

¹⁰⁶ Fritz, K.v.: Grundprobleme der Geschichte der antiken Wissenschaft, a.a.O., S.XV.

¹⁰⁷ A.a.O., S.XIV.

¹⁰⁸ A.a.O., S.326.

¹⁰⁹ A.a.O., S.XXXI.

¹¹⁰ Fritz, K.v.: Beiträge zu Aristoteles, a.a.O., S.16 f..

¹¹¹ 注28を参照。

フリッツは、古代にすでに自然環境の破壊が始まったと考え、古代を環境保護などに関して模範と警告の両面から捉える著書¹¹³を計画していた。彼は「緑の党」の前身の一つである政党「独立ドイツ人からなるオールタナティブ」に加入し、「緑の党」が小政党で連邦議会において議席を獲得する前から、同党を支援している¹¹⁴。「誘惑されることのない超然たる精神」¹¹⁵は、晩年のフリッツにおいてもなお生きていた。

本章の最後に、第二次世界大戦後のフリッツによる研究上のテーマ・関心、それと彼の以前の研究上のテーマ・関心、ナチズムへの関わりとの関連についてまとめておきたい。第二次世界大戦以前の彼による7つの研究上のテーマ・関心は、(ソクラテスやプラトン周辺の人物に関する研究を除いて)いずれも大きな展開を遂げた。同大戦後のフリッツによる研究上のテーマ・関心を考える上で重要な3つの局面を検討したが、そこには「忠誠宣誓」をめぐる争いを切っ掛けとして、独裁制を防ぎ民主制を擁護する洞察の深まりが見られただけではない。古代ギリシア・ローマを鏡として、同時代のドイツ連邦共和国において擁護された民主主義と響きあう見解が見出された。そして古代ギリシアを研究する意味は、それが(ナチズムのみならず)「近現代の一面性や過ちの矯正策」たる点に求められた。

結語

本論における今までの論述を振り返ることとしたい。第一章においては、フリッツの出自と経歴を整理した。第二章においては、第二次世界大戦以前の彼の研究上のテーマ・関心について考察を行い、それを7つのグループに分類した。第三章においては、フリッツによるナチズムとの関わりの方的なあり方、それと第二章で検討したフリッツの研究上のテーマ・関心との関連を検討した。その結果、彼が「忠誠宣誓」をめぐる争いにおいて「大学ないしは学問の自由」を国家権力に対して擁護し、その背後にはドイツ・ヨーロッパの大学や人文主義の歴史があったこと、彼による亡命以前のドイツでの研究上のテーマ・関心の中に後の「忠誠宣誓」をめぐる争い、ナチズムの批判に繋がる契機が含まれていたこと、イギリス、アメリカ合衆国滞在時の研究上のテーマ・関心の中にこの争いの反映が見られることを明らかにした。第四章においては、第二次世界大戦後のフリッツによる研究上のテーマ・関心、それと彼の以前の研究上のテーマ・関心、ナチズムへの関わりとの関連について考察

¹¹² Fritz, K.v.: *Grundprobleme der Geschichte der antiken Wissenschaft*, a.a.O., S.XV. 「しかし生きた、特に人間の自然から合理的に考察する(アリストテレスの)見解の出発点は、自然の変化や支配を目指す努力ではなく、次のような意見である。すなわち人間は、たとえ自らの利点を引き出すために機械的なトリックを必要とするとしても、自らの利点を真に引き出そうとするならば、ある程度まで認識できる自然と生の与えられた法則を目指さざるを得ない。」(A.a.O., S.131.)

¹¹³ 『古代の国家哲学、社会哲学、それが現代に持つ意義』(Vogt, Ernst: Kurt von Fritz 25.8.1900-16.7.1985, in: *Jahrbuch der Bayerischen Akademie der Wissenschaften*, 1987, S.252.)

¹¹⁴ Antwort von Kurt von Fritz auf das IfZ am 23.4.1979, *Biographisches Handbuch der deutschsprachigen Emigration nach 1933*, in: *ABAdW*, a.a.O., Karton 18, S.7.

¹¹⁵ 注66を参照。

を行った。そして彼の以前の研究上のテーマ・関心がおおむね引き継がれ、その幾つかの著作には彼とナチズムへの関わりに関する反省の発展的な継承が認められることを明らかにした。

本論はフリッツによる「忠誠宣誓」をめぐる争いを中心に据え、この争いとその前後における彼の研究上のテーマ・関心との関わりを探ってきた。ところで彼による「忠誠宣誓」への異議申し立ては所詮、蟻螂の斧で、どの程度、実効性があったのか問うことができるかもしれない。ドイツの大学においては1933年以降1945年に至るまで「誰一人として精神科学の研究者に、自らの確信に反することを教えたり、書くよう強制できなかった」¹¹⁶ことが指摘されているからである。「しかしかかる学者はナチ党のテーゼや国家の措置に反対の態度を取れず、自らの専門領域においてのみ邪魔されなかった」¹¹⁷。それだけではない。彼らの一部は第二次世界大戦後、次のような深刻な倫理的な危機に直面する。

「ドイツにおいて自らの専門でひとかどの業績を成し遂げた学者は、政治的な関心を持ったり政治的に活動することは稀であった。(中略)(ナチ)政府のテロの下、魂に重荷を負い自らの良心のみに従い自らの義務を最後まで全うした学者は、辛い訓練を受けた。(中略)彼らは(第二次世界大戦直後)自らの国の全面的な崩壊を前にして立っており、戦争と、「ドイツ民族の名」において犯されたあらゆる残虐行為への罪を、ドイツと呼ばれるあらゆるものへ向けられた憎しみの波と恥辱を、希望がほとんど見えない未来の重荷として感じている。(中略)彼らは、大学教員が「国家市民 *Staatsbürger*」として、特に国家市民としての義務を果たさなければならないであろうという洞察を、非常に多くの犠牲を払った末に得たのである。」¹¹⁸

国家市民の義務には、不法政権の不当な施策に対する不服従が含まれる(不法政権が不法政権たるゆえんはすぐには認識されず、ようやく後に明らかになる場合が多いにせよ)。フリッツによる「忠誠宣誓」への異議申し立ては、その一つの例であった。「忠誠宣誓」をめぐる争いの後の第三帝国の展開は、「大学ないしは学問の自由」の制限が、どのような帰結をもたらし得るか、(憲法闘争や「シュパーン事件」の場合と異なり)明確に示した。これを踏まえて、第二次世界大戦後のフリッツの研究上の関心の一つが次のような問いとして結実する。すなわち古代ギリシア・ローマを鏡として独裁制や全体主義を阻むためには、一般市民のどのような行為が必要なのか。こうした問いから、かつてフリッツが1934年に「忠誠宣誓」に関する書簡の中で述べた、「最善の知識と良心にしたがって真理だけを教える」¹¹⁹という大学教員の義務、「認識の継続的な深化や、それに関連してまだ不完全にしか認識されていないものを修正することへの尽力」¹²⁰は、1968年には一般市民が政治的な決断を下す際

¹¹⁶ Werner, Joachim: Zur Lage der Geisteswissenschaften in Hitler-Deutschland, in: Schweizerische Hochschulzeitung, Jg.21, Heft 2, 1945/46, S.77.

¹¹⁷ A.a.O..

¹¹⁸ A.a.O., S.81.

¹¹⁹ 注 51 を参照。

の「正しいことと正しくないことに関する言論（中略）、提示させられた根拠から決して結論や最終的な解決に達することがない議論」¹²¹と重ねられた。こうして人文主義者フリッツによるナチズムへの抵抗の意義は、大学が（政治的な判断能力を持つ）「国家市民」を教育し形成する一つの重要な場であることを、改めて明らかにした点にあったのではなからうか。

フリッツが「人文主義の無力への反証」¹²²というドイツの人文主義者の中で例外的な地位を占めることができた要因として、彼が「第三の人文主義」が代表するような、同時代のドイツにおける人文主義の主流から離れていた¹²³点が挙げられる。それは彼が（人文主義ギムナジウムではなく）実科ギムナジウムを卒業した、きわめて稀な人文主義者であった点に表れていただけではない。フリッツの研究上のテーマ・関心は、ソクラテスやプラトンの周辺の人物、アリストテレスといった同時代に不人気な、あるいは古代の数学史といった新しい分野などに向けられ、同時代のドイツの人文主義において支配的であったプラトン研究から一線を画していた。ヘルムート・ flaschar（Hellmut Flashar）は、いみじくもフリッツのことを「世界中に知己を得たにもかかわらず、偉大な一匹狼」¹²⁴であったと評している。

謝辞：本論文は、平成29年度科学研究費助成金（基盤研究C、課題番号17K02265）による研究成果の一部として公表するものである。本論文を執筆するための資料収集の際、様々な図書館、文書館のお世話になった。この場を借りて、関係者の方々、特にバイエルン学術アカデミー文書館のヨーハン・ペルンバッヒャー博士（Dr. Johann Pörnbacher）に感謝を申し上げる。

¹²⁰ 注52を参照。

¹²¹ 注95を参照。

¹²² Hölscher, Uvo: Kurt von Fritz, in: Das nächste Fremde. Von Texten der griechischen Frühzeit und ihrem Reflex in der Moderne, hrsg.v.Joachim Latacz u. Manfred Kraus, München 1994, S.255.

¹²³ Fritz, Kurt von: Ziele, Aufgaben und Methoden der klassischen Philologie und Altertumswissenschaft, in: Schriften zur antiken Verfassungsgeschichte und Verfassungstheorie, a.a.O., S.1. フリッツの博士論文は、イェーガーが創刊した古典研究に関する書評誌『グノーモーン』において書評されなかった。

¹²⁴ Flashar, Hellmut : Forschung als Spiegel des Lebens, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung, 26.8.1985.

【Abstract】

Widerstand der Humanisten gegen den Nationalsozialismus — am Beispiel von Kurt von Fritz —

Takehito SODA*

Die vorliegende Abhandlung beschäftigt sich mit dem Zusammenhang zwischen Kurt von Fritz, einem deutschen Altphilologen (1900-1985), und dem Nationalsozialismus. Als deutsche Hochschullehrer 1934 zum “Führereid” verpflichtet wurden, war von Fritz bereit, ihn insofern zu leisten, als jener “keine Verpflichtung enthalten kann, die mit der Pflicht des Hochschullehrers, nach bestem Wissen und Gewissen nur die Wahrheit zu lehren, in Widerspruch” steht. Nach dieser schriftlichen Mitteilung wurde er von der Universität Rostock als Professor entlassen. In der Abhandlung wird sein Lebenslauf dargestellt, der Streit um den “Führereid” ausführlich nachgezeichnet und dessen Zusammenhang mit seinen bisherigen und nachmaligen wissenschaftlichen Forschungen geprüft. Als Resultat meiner Untersuchung vertrete ich die These, dass von Fritzens Versuch, die akademische Freiheit in seinen früheren Jahren zu verteidigen, dahingehend interpretiert wird, Menschen und Gesellschaft seien durch öffentliche Diskussion zu bilden, wie er es später behauptete.

Key words : Humanism, National Socialism, Hitler oath, Academic freedom, public sphere

本論はドイツの人文主義者クルト・フォン・フリッツ（1900–1985年）とナチズムとの関わりを検討する。彼はヒトラー「総統への忠誠宣誓」（以下「忠誠宣誓」と略）が1934年ドイツの大学教員へ義務付けられた時、これを「真理だけを教える」大学教員の義務に抵触しない限りで果たそうとし、ロストック大学の教授職を罷免された。本論はフリッツの出自と経歴、彼の研究上のテーマ・関心、「忠誠宣誓」をめぐる争い、「大学の自由」を擁護する人文主義的背景、「忠誠宣誓」をめぐる争いとその前後における彼の研究上のテーマ・関心との関連などを考察した。そしてフリッツの「忠誠宣誓」をめぐる争い以前の研究上のテーマ・関心に、ナチズムの批判に繋がる契機が含まれていたこと、その後の研究上のテーマ・関心の中にこの争いの反映が見られることを明らかにした。さらに彼による「大学の自由」を守る試みが、公共の場での言論を通じた人間や共同体の形成と連続的に捉えられていることを指摘した。

キーワード：人文主義、ナチズム、忠誠宣誓、学問の自由、公共性

* A professor in the Faculty of Economics, and a research fellow of the Institute of Human Sciences at Toyo University